

障害福祉サービスの自己負担額上限の見直しを求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
厚生労働大臣		

2013年、それまでの障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正され、障害福祉サービスの利用については、利用の負担割合が原則1割から、定率負担と所得に応じた月額負担上限額の設定に見直された。利用者負担は、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられ、無理のない負担でサービスが利用できるよう一定の配慮がなされてきた。

しかし、市町村民税課税世帯の負担上限額において、市町村民税所得割額28万円未満の世帯については月額4,600円と18歳未満の療育に関するサービスに対して大幅な負担軽減が図られている一方で、市町村民税所得割額28万円以上の世帯、概ね世帯年収921万円以上の世帯では月額37,200円と大きな負担の格差が生じている。

昨今の物価高騰、また障害者やそのご家族が抱える様々な負担を考えれば、特に市町村民税所得割額28万円を僅かに上回るような世帯においては、制度の壁による負担感や不公平感が高まっている。

よって国におかれては、事務負担を考慮しつつも、障害福祉サービスを利用する市町村民税所得割額28万円以上の世帯について、所得層間の負担格差がなだらかになるよう段階を細分化する等により、より納得性の高い制度とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。